

令和4年第2回仁淀川町議会定例会会議録（第3号）

令和4年3月11日（金曜日）

10時00分開議

12時15分閉会

出席議員（9名）

1番議員	岡田良成	2番議員	藤堂賢太郎
3番	藤原大	4番	野村安夫
5番	大野直孝	6番	片岡智準
7番	竹本文直	8番	若藤敏久
10番	大野弘		

欠席議員（1名）

9番議員 藤崎源彦

説明のため出席した者

町長	古味実	副町長	竹本雅浩
教育長	黒川一彦	総務課長	大石浩平
企画課長	古味仁志	税務課長	片岡博
町民課長	井上竜一	保健福祉課長	谷脇昭仁
産業建設課長	片岡伸二	会計管理者兼出納室長	下久保幹夫
教育次長	井上健一	仁淀総合支所長兼地域振興課長	神岡孝司
池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人	仁淀住民福祉課長	大野真智
池川地域振興課長	大原成彦		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 日浦嘉平 書記 西村美智

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ご報告申し上げます。議席番号9番、藤崎源彦君から欠席届が出ております。ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

これより日程に入ります。議案の審議を行います。

日程第1、質疑を行います。

報告第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第4号の質疑を終結します。

報告第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第5号の質疑を終結します。

議案第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第4号の質疑を終結します。

議案第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第5号の質疑を終結します。

議案第6号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第6号の質疑を終結します。

議案第7号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第7号の質疑を終結します。

議案第8号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第8号の質疑を終結します。

議案第9号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第9号の質疑を終結します。
議案第10号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第10号の質疑を終結します。
議案第11号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第11号の質疑を終結します。
議案第12号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第12号の質疑を終結します。
議案第13号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第13号の質疑を終結します。
議案第14号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第14号の質疑を終結します。
議案第15号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第15号の質疑を終結します。
議案第16号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第16号の質疑を終結します。
議案第17号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第17号の質疑を終結します。
議案第18号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第18号の質疑を終結します。
議案第19号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第19号の質疑を終結します。

議案第20号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 ちょっと5点ほどお伺いをします。7ページ、5款の2項林業費ですが、昨年と比べて、ちょっと大幅増になっちゅうんじゃないですかね。この内訳を教えてくださいと思います。林業費が9,300万増になっちゅうんですが、これの内訳を教えてくださいのと、それから53ページ、12節業務委託料、これは先日の説明では観光発信事業を行うということでしたが、具体的な説明をお願いします。

それから62ページ、3目のまちづくりの14節空き家改修工事費ですが、これは昨日の一般質問でもちょっと取り上げたんですが、空き家改修、これは移住者向けの住宅だと思うんですけど、この改修の内容について、移住者の方から非常に不評なんです。どこがどう不評かという、私たちはああいう家を求めて来たのではないと。やっぱり都会から来ると、田舎暮らしを夢見て来る。ほんで一律に、改修はせないかんなんですけど、一律に同じものを造るんじゃないしに、やっぱり土間があったりとか、それから五右衛門風呂もありかなと、そういう一律じゃなしに、やっぱり工夫をした改修をすべきじゃないかと。移住してこられた方もかなりおいでますので、そういう人たちの意見も聞いてやってみたらどうかというふうには思います。

それから91ページ、農業振興費の18節仁淀川町農業確立支援事業、これは農福連携事業で、このこと自体は私は賛成をします。しますが、昨日も言いましたけども、これはフードプランの異業種連携事業の一環だというふうに私は理解をしています。隣にハウスを建てて、水耕栽培して、その商品は全部隣へ持っていくと、フードプランへ持っていくということでもよろしいのか。それと排水処理、これが非常に問題になってきております。今、フードプランのこれに輪をかけて、水耕栽培の排水が入られたら、たまったものじゃないという意見というか、声が出てきております。そこら辺も含めて、どのような対策を考えておるかということを知りたいと思います。

それから、指定管理料についてですが、これは全般的な、場所、ここの指定管理料ということじゃなしに全般的な指定管理料ですが、年度途中での変更、特に減額変更は規定上できるのかどうかということをお伺いします。まず最初はそれをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 ただいまの質疑に対する執行部の答弁。片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 竹本議員のご質問にお答えいたします。

林業費、昨年より9,316万9,000円増額となっております。この増額となった主な要因といたしましては、まず林業振興費のほうで申しますと、林業振興費の委託料、森林経営管理委託料、これが昨年より660万ほど増えております。増えた部分につきましては、本年度策定しました林業総合戦略、アクションプラン等の作成、それから実行支援の委託、それが600万ほど増えております。そのほか、林業家育成事業費補助金、それも800万ほど増えております。

それと、一番大きい要因としまして、道整備推進交付金事業、これが令和4年度から新たに事業を行うことになりまして、それが1億2,760万1,000円と。中には少なくなった事業等もございますけれども、一番増えた要因としましては道整備推進交付金事業、これが事業化されたということでございます。

○議長 古味企画課長。

○古味企画課長 竹本議員の質問にお答えします。

まず、52ページの委託料のガイドブック等の件ですが、この1,344万6,000円のうちのガイドブックと周辺マップの更新につきましては、175万1,000円の計上となっております。仁淀川町ガイドブックの更新と増刷1万部を予定しています。また、周辺マップの更新、増刷については1万5,000部を計画しております。

続きまして、空き家改修の件でございますが、令和3年度、今現在3棟改修中で、今月中に竣工を迎えるわけですが、令和4年度につきましても3棟計画しております。まだ十分、入居者に対しての利便性とか改修の内容とかの聞き取りも行ってませんので、今後増えてきたら、次の改修に向けての参考としてお話も聞いたり、また今現在、森地区の奈呂で改修している物件は、あまり外装とか内装をつつかずに現状を保つような中で古いものを更新する、木製雨戸なんかを更新するとか、そういうようなあまりつつかない物件もございます。

また、補助金の中では、国県補助金を活用する中ではいろいろルールがございまして、その中に沿って、機密性の高い省エネタイプに係る補助金制度とか、制約もありもしますので、またその辺の兼ね合いと、それから、現在入居しております入居者のお話も聞きながら参考にさせていただいて、今後の改修設計等に役立てたいと思います。

以上でございます。

○議長 片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 竹本議員の農福連携事業、これについてご説明させていただきます。

栽培しましたベビーリーフ、リーフレタス、ほとんどフードプランのほうに卸していきたいと、そういうふうには思っておりますけれども、フードプランだけで過剰な部分が増えたときは、一般といいますか、スーパー等に販売するように聞いております。

それと排水の関係でございますけれども、水耕栽培のほうですごく、それも心配はしておったんですけれども、水耕栽培のほうではあまり排水は出ないというような話は聞いております。

○議長 竹本副町長。

○副町長 竹本議員の農福連携の浄化槽の関係のご質問にお答えいたします。

水耕栽培自体はそれほど大量の水を使うということはないようではございますけれども、従業員の方の、当然し尿の処理とかもありますので、また、あそこの農福連携の施設の中で浄化槽をフードプランと共有できるか、また、共有した場合にはどういう影響が出るのかということも含めて検討もしなければならぬと思っておりますし、現在フードプランのほうでも野菜残渣等による影響等を、いろんな新しい施設等の検討もしておるようですので、その辺も含めて、河川に影響が出ないような方法を探していきたいと思っております。

以上です。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 竹本議員のご質問にお答えします。

指定管理者の管理委託料の変更でございますが、これにつきましては、町と指定管理者が協議して変更することは可能となっております。ただし、主に社会経済の影響を受けるものが主となっております。

以上でございます。

○議長 質疑ありませんか。岡田良成君。

○1番 それでは、質問をさせていただきます。

95ページ、農林水産業費、それで18節間伐材流通促進事業補助金とこうあって、4,000万あります。これについて、相手方はどこか、そしてまた、相手側の業務内容、仕事の内容をまずお聞かせを願いたいと思っております。

○議長 執行部の答弁。片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 岡田議員のご質問にお答えさせていただきます。

林業振興費負担金の間伐材等流通促進事業費補助金4,000万円でございますが、これに係る、まず間伐材の搬入促進、これは2,700万予算化しておりますけれども、事業者とし

ましては、仁淀川林産組合、池川木材工業、それともう1社、ヴェルデ、その3社から3年度も申請が入っております。

それと、選木促進の部分で1,300万、これは仁淀川林産協同組合となっております。林産協同組合は平成23年に設立されまして、町内の加工者、製材業者さん、また各事業体等が出資しまして設立した会社でございまして、主に町内の木材の収集と販売等を行っております。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。岡田良成君。

○1番 今、話を聞いたら、林産組合というものは搬出の2,700万、これについては池川木材とヴェルデ、それから1つ言い忘れたと思うんだけど、仮だと思うんですね、仮だと。3社と言いましたね。ということは、搬出に対して2,700万の補助を出しておる。ということは、今、話を聞くと、その3社に2,700万の補助を出しておると、こういうふうには理解すればよろしいですか。

それともう1つ、23年の3月に設立したと、こういうことでありますけれども、今、そのお話の内容を聞くと、我々は補助金を出すについては、いわゆる工場に出すのもあると思うんだけど、やはり地元の地権者に補助を出していくのが当たり前じゃないかなど。今の話を聞くと、企業にお金を出しているような話に聞こえました。そういうように思います。

そしてまた、3回しかありませんので、この企業は実際に利益が出ておるのか、出てないのか。それと、先日もお話を申し上げましたけども、いつまでも補助金を出すのか。補助金も、出さない場合にはどういうふうなときに出さないのか。これは先ほども、竹本議員からも質問がありますけども、林業費については非常に補助金が多いというふうには私は思います。

もう1つ聞きますけども、今、仁淀川町の中で林業をやっている方々は随分おられます。その木材を、原木を集約するために林産組合にという話だと思えますけども、実際に仁淀川町で林業をやっている方々についても、かなり県外に流出をしております。林産組合に、先ほども聞きましたけども、1立方1,250円の補助があるにもかかわらず、補助をもらわないで、愛媛県のほうに木材が流出しようと。この理由について、私は再三聞いて回りましたけども、どういう理由があって愛媛県に木材が流出しておるのかというふうなことも重ねてお聞かせ願いたい。

それともう1点、23年に林産組合の設立をしたと、こういう話があります。これについても、当時は1億5,000万、8,000万については貸付金、7,000万については補助金と、こういうことで話があったと思うんですよ。その後、貸付金についてはどれぐらい返済をされておるのか。これも重ねてお聞きをしたいと思います。

今、私がこういうお話を申し上げるのは、町内の補助金についてもいろいろ聞いても回りました。見ても回りました。やはり補助金については、ある意味、会社が独り立ちするぐらいの補助をしていく。いつまでも補助はできない。そして、補助金に対しても費用対効果、あるいはまた、町民に直接、幸せにつながるような補助金、これが私は大事だと思います。今、補助金についても、補助金の使われ方についても、やはりもっと吟味をして、担当職員が実際に補助金を出して町民のために活用されておるかということも私は疑問に思うところであります。

ちょっと質問はありますけども、先ほどの林産組合のことについて再度お尋ねしたいと思いますので、ご答弁を願いたいと思います。

○議長 執行部の答弁。片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 岡田議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど、ちょっと言い間違いといいますが、ちょっと説明不足だった部分があります。この搬入の補助金、これ全てが林産協同組合というか、その3社に渡っているわけではございませんで、各事業体、個人の方も持ってこられる方もおられます。その方に、持ち込んだ立米数に応じたものを支払いをした、銀行振込した部分の、いうたら証書、証明をつけて申請していただいていますので、間伐材の搬入補助金750円分については、林産協同組合、池川木材工業、ヴェルデのみならず、各事業体のほうに還元されているということでございます。

それと、搬出された材が750円をもらわずに久万のほうに流れているか、そういうことにつきましても、久万のほうが単価がいいのではないかというようなお話もございませけれども、林産協同組合の木材単価というのも、久万の木材市場の単価を逐一確認して、単価的には同じものとしております。どうして久万のほうに流れるか、そこにつきましては、どうしても民間同士という部分がございませるので、詳しいところは私どもでもなかなか、理解するところは難しいところでございませ。

それと、林産協同組合に対する貸付金でございませけれども、平成29年度に460万円、それから、30年度から今に至るまで、毎年400万ずつの償還があつております。本年度も

400万円の償還があるようにしておりますので、本年度末で2,060万円の償還となります。これも残り、まだ5,940万ほど残りますので、これを毎年400万ずつという償還になると、何年かかるか分からないというようなこともありますので、林産協同組合のほうには、償還計画なりをきちっと出して、早く償還できるような体制を取ってもらうように協議をしておるところでございます。

以上です。

○議長 答弁、漏れないですか。

○片岡産業建設課長 林産の営業利益、今のところ赤字にならず進んでいるようでございます。林産協同組合は民間の会社でございますので、役場のほうも決算状況等も見させてはいただいていますけれども、赤字にならん形で運営しているというように聞いております。

○議長 ほかに。岡田良成君。

○1番 今、久万に搬入しているのは民間企業だから分からないと、こういうお話がありました。私は先ほど申し上げたとおり、民間の林業の方々ともお話を随分してまいりました。普通、事業だったら、久万の単価とここの単価が同じ単価であって、1立方で750円もらえるんだったら、当然地元へ持っていきますよ、商売上、誰が考えても。あの人が好きやから久万に持っていく、そんなもんじゃないですよ。利益を生むために皆事業をします。

その意味で、私はなぜそれを申し上げるかといいましたら、補助を出しておる、その意味を考えたときに、当然、仁淀川町林産組合に木材が集約するのは当たり前ですよ。当たり前じゃないこと、久万に持っていったおるのは、久万は単価がいいから持っていったんです。だから私は、そういうふうな内容も随分調べて、だったら林産組合、企業的に努力をしていただいて、できるだけ仁淀川町に木材が集約する、こういう指導もするべきじゃないですか。私はそう思います。

それともう1つ、今もうかっておるのか、もうかってないかというお話も聞きましたけれども、私が今考えてみると、林産組合については、500円という選木の補助が行ってます、1,300万。いろんな意味を考えたときに、この補助金だけでも、もうかってるんですよ、林産組合は。だから、私は先ほど申し上げましたけれども、補助については、出すものは出さないかんです。しかし執行部の中で、やはり今、この補助は本当に町民の厳しい財政の中から、税金の中から絞り出しているお金ですので、もっと中身を吟味して、先ほども

申し上げましたけども、町民のためになる補助金であってほしい。だから私は、今、決算書については見たことがないというふうなお話がありましたけども、いろんな総合的に考えたときに、当時の1億5,000万、7,000万補助をする、8,000万の貸付けをするというような状況から、かなり林業関係には、林産組合にはかなりの援助が行っております。だから、林産組合もやはり企業努力をしてもらわないかん。その意味で私は、今回の課長の答弁において、仁淀川町から補助を出している一企業ですので、決算書を、損益決算書を提出するように求めたいと思います。

それと今、町長、ついでの話がありますけども、今回の、今までの予算書も見てまいりました、ある程度。補助金については非常に不透明なところがあるんですよ。今までやっているから補助金は出さないかん、そうじゃなくて、今、もう特例債もなくなってきました。財源的にも厳しい状況になってきます。ですからもう1回、補助金について、本当に町民のために活用されておるか調査をすべきじゃないかと。その中については、ある企業がこれだけの事業をすれば、当然仁淀川町の将来につながる、町民の幸せにつながる、こういうものであれば大いに補助を出すべきです。ここで町長も新町長になったわけですので、今までは今まで、新しい仁淀川町づくりをするため、中身を吟味した上で補助金について慎重に考えるべきです。

各課長さんにもお願いしたいと思いますが、私たちも仁淀川町で将来過ごすつもりです。そのためには仁淀川町によくなってもらいたい。これはみんな同じ気持ちですよ。だから、無駄な銭は1円もありません。

今、私が町内を回ってまいりますと、本当に寒いこの頃についても、年寄りの方々は早くから電気を消し、寒いから、光熱が要るから、布団に入って寝る。本当に厳しい生活しております。そういうことを考えたときに、無駄な1円のお金もありません。昨日も、野村議員からもそういう提言もありました。そしてまた、藤堂議員から暖房費のことについてもお話がありました。すべきことはしなければなりません。しかし不透明な、町民が納得のいかない補助金については今後見直しをしてもらいたい。

今、産業建設課長にお話し申し上げましたけども、もう1回、今、普通から考えたときに、愛媛県へ持っていく理由は何があるかと。これは誰が考えても分かります。その意味で、もう1回慎重に中身の吟味をし、そしてまた補助金についても、いつまでも垂れ流しじゃいけません。企業努力をしてもらうべきことはしてもらわなきゃいかんですよ。

だから私は、先ほど申し上げましたけども、林産組合の損益計算書の提出をお願いした

と思います。これは町から補助が出とるものですから、拒む理由はないと思います。

町長、もう一度、私が今お話を申し上げました補助金について、考えがあればご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 岡田議員の質問にお答えします。

補助金の在り方ということなのですが、令和4年度の予算の編成方針では、新規事業は必ず終期、いつ終わるのかを設定すること、既存の補助金についても必要性及び費用対効果を再度見直すこと、終期または額の縮小、統合等を検討することと指示をしております。

補助金だけではなくて、業務全般にわたる見直しが必要であり、業務の棚卸しによる事業の優先順位、そして、今後の取組への対応を検討していくということで編成方針としております。そして、補助金の見直しは行財政改革の一環でありまして、行財政改革と並行して組織の再編を検討し、行政のスリム化を実現していきたいと考えております。

以上です。

○議長 ほかに答弁漏れはないですか。片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 岡田議員の林産協同組合の損益計算書の提出ということでございますけれども、今ここで、一民間企業でございますので、私から提出しますとなかなか言えんところがございますので、林産協同組合と協議を行いまして、提出できるものであれば提出していきたいと、そのように考えております。

○議長 休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時42分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。岡田良成君。

○1番 今、課長のほうから、企業との連絡をして提出するというお話がありましたが、重ねて私は、次の議会までに、6月の定例会までにそういう提出をお願いしたいと重ねて申し上げておきます。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。片岡智準君。

○6番 3点ほど、確認みたいなものですが、させていただきますが、ページは54ページ、2款1目の19節で、扶助費の妊婦支援給付金事業で110万円ほど計上され、非常にいいことやなというふうに思っていますけど、ちょっと説明の時の聞き漏らしがありま

したので、その対象が何名かというのと、いわゆる妊婦さんというたら、今年、妊娠さえすりゃあ、皆その対象になってくるのかなと思ひまして、そこら辺りの点を説明していただきたいというのと、それと次に、ページは71ページの3款民生費の中の1目の18節、町の社会福祉協議会に対する補助金の関係ですが、これは昨年度、6,754万4,000円を補助されているんですよ。それが今年、6,036万3,000円で、約700万、補助が減額になっています。その減額された理由をちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。

ほぼ似たようなもんなんですけども、次に3款民生費の中の1目で、これの12節委託料、ファミリーサポートセンター、これの委託料が昨年度は889万6,000円だったのが、今年、614万4,000円と、約200万ほど減っているんですよ。いずれにしても地域に貢献されておいて、話を聞いたりすると、非常にええ活動をされている。社会福祉協議会もそうですし、あるいはファミリーサポートセンターもそうですが、減額した理由は人員が減っただけというようなことなのか、そこら辺りも含めて、この3点をちょっとお尋ねいたします。

以上です。

○議長 執行部の答弁。谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 片岡智準議員の質問にお答えします。

妊婦支援給付事業110万円の内訳は、お一人5万円掛ける22名を予定しております。これはコロナ対策で妊婦さんもなかなか大変なことだろうということで、そのための支援です。これはあくまでも予定人数で、令和3年度を鑑みて令和4年度に予算計上しています。

それと続きまして、社会福祉協議会の減につきましては、職員の異動に伴い、定年された職員と替わり、若手の職員が入り、それで給料とか諸手当が減ったこと、あとはもろもろの減額によるものです。

ここで社会福祉協議会の補助金についてちょっと説明させていただきます。社会福祉協議会は民間の社会福祉法人であり、町といたしましても、その自主性と自立性を十分に確保することは必要不可欠と認識しております。そこで、本町からの補助金は、主な用途である人件費については、原則として自主財源で賄うことのできるものについては社会福祉協議会が拠出してあります。

今回の補助金は、ほとんど社会福祉協議会の10名ほどの人件費であります。社会福祉協議会の自主財源は、主に会員からの会費、共同募金の配分金、介護保険事業の収入、高知県社会福祉協議会や町からの受託事業となっております。一方で、現状では、社会福祉協議会の自主財源では人件費の全てを賄うことができておりません。そのため、本町から人

件費の不足分を補助金として交付しています。

しかしながら、社会福祉協議会は、社会福祉法に、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と規定されており、なおかつ、本町においても福祉活動において欠くことのできない重要な役割を担っております。

社会福祉協議会は、町が策定した仁淀川町地域福祉計画と共通の基本理念を持っております。本町としましては、地域福祉計画に基づき、町と社会福祉協議会が連携を深め、地域福祉を推進必要があると認識しております。そのため、社会福祉協議会に対して今後も補助を継続していきたいと考えております。

しかし、民間の社会福祉法人という立場である以上、自主財源をもって法人を運営することが原則であり、さらには、持続可能な事業を続けるためにも自主財源の確保を進める必要があると考えております。それにつきましては、令和5年度から、社会福祉協議会に重層的支援体制整備事業を取っていただき、これは補助基本額2,530万円ほどですが、国と県の補助金で約4分の3ほどあります。

○議長 すみません、聞かれたことに対する答弁をお願いします。

○谷脇保健福祉課長 失礼しました。

○議長 井上教育次長。

○井上教育次長 片岡議員のご質問にお答えさせていただきます。

ファミリーサポートセンター事業委託料、昨年度対比275万2,000円減についてでございます。減額となりました主な内容といたしましては、令和3年度は2名分の人件費が出ておりましたが、令和4年度は1名分ということで、人件費1名分減で127万9,200円の減額となっております。

あともう1つ、令和3年度はサポートセンターの2階の部屋の転落防止柵の工事等がございまして、そちらで100万円予算計上しておりました。そちらが皆減ということで、合わせまして275万2,000円の減となっております。

以上となります。

○議長 ほかに質疑はありますか。若藤敏久君。

○8番 長いこと待って、何を言うてええか忘れてしまうた。

まず、竹本議員と同じ質問になります。農福連携事業の排水処理についてでございます。竹本副町長は先ほど、排水処理はどうなっているかというふうなことで、検討していると、河川に影響がないようにするというようなご答弁がございましたが、もうこれは自然に、

河川に影響が出ているんですよ。フードプランの排水を、あのいわゆる汚れたままで、坂本川のほとんど河口になりますけど、あそこは非常にウナギのええのがおるところで、僕もあそこへ行くんです。しかし、もうあそこは通れません。ほんで、そういったことをそのまま置いたままで、今また水耕栽培をやって、同じように検討するというのは、ちょっと手後れじゃないかというような気がするんですが、排水処理については積極的に対応していただきたい。そうせんと、精査の場でもいろいろ意見が出ましたけど、宮崎の河原へそのまま出ていきますので、これは気をつけてもらわんといかんで、気をつけてください。

それと、精査のときも言いましたが、柳谷の水耕栽培、このことは、恐らく今、もう柳谷のほうは閉めているんじゃないかなと思うんですけど、町長も知らないので、ちょっと検討してみるというようなことやったけど、今現在、一ノ谷の水耕栽培のことで、町長の答弁では、大変この業者さんを信用しとったような感じを受けるんですが、全面的にそれほど業者を信用してしもうてええのかということ。それは、水耕栽培が本当に成功するのであれば、柳谷が閉まるわけないと、それを前提にそこら辺を検討していただきたいと思います。

次に子育て支援、高校生には3万ですか、大学生には5万を出すということで、その子育て支援についてでございますが、これは私も選挙の公約にしておりましたので、出していただくということについては大変結構なものだと思います。

しかしながら、随分と私たちの時代とは変わったものだなという気がいたします。子供は親の背中を見て太っております。親が苦勞をして、授業料や生活費を免除して仕送りしてくれたからこそ、子供は親のありがたみが分かる。しかし、頭から3万、5万というものが出ていったら、子供そのものは「お父さん、何言う、あんた、町から5万が出て、その分でなにしょんじゃないか」というようなことにもなりかねませんので、やっぱりばらまきというんじゃないしに、福祉で子育て支援もというのであれば、これは全然子育てのほうと関係ありませんけど、藤堂議員が言われたように、今年のように灯油が上がって、リッターがどうのこうのするのであれば、1世帯当たり50リッターぐらい補助をいたしますよというようなことでやれば、本当に各家庭、下から上までずっと喜ばれるんじゃないかなと思うんですけど、この補助金の使い方、これは岡田議員と同じようにもっと検討していただきたいなど、そのように思います。

それと今1点、これは令和4年度の予算を総括してということになるんですけど、コ

コミュニティバス。このコミュニティバスは、総務課長にもちよいと事前にお伺いしたんですけど、笑美寿茶屋の前で乗ろうと思ったけど、断られたと。こういったようなことが、事実はちょっと違うようなんですけど、やはり住民にしてみたら、コミュニティバスに乗るじゃいうて断られたけど、これでええんじゃろうかと、どうなっちゃうのよというようなことがありますんで、やはり委託業者とそこら辺は綿密な話合いをして、お客さんを断るといようなことは絶対ないような感じでお願いしたいと思います。

以上3点、すみませんがお願いいたします。

○議長 執行部の答弁を求めます。竹本副町長。

○副町長 若藤議員の、まず最初のフードプラン、農福連携の関係の浄化槽のことに關しまして、お答えをいたします。

若藤議員おっしゃりますように、せっかくの仁淀ブルーという仁淀川ブランドにも影響するようになりかねませんので、先ほど申しましたけれども、農福連携の施設と浄化槽共同処理をしてはどうかという話もありますので、それがさらに浄化作用が高くなるような方法を考えていかななくてはならんと思っております。少し前に県からのご指摘もあったようですので、その辺のところは十分に考慮して、今後そういった懸念がないような方法をフードプラン等と一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長 古味町長。

○町長 まず農福連携の関係で、西村農園、大丈夫かということですが、実績もあり、障害者雇用も実際行っております。それで会社としては大丈夫じゃないかと考えております。

そして、フードプランに隣接して建てるということで、これは前回も言いましたけれど、輸送経費の削減ができる。コンテナへ入れて、そのまま持っていけば、それで終わり。それと包装するような、そういったこともしなくて、そのまま持っていけるということで、かなり経費も削減ができるということと、フードプランもその分の価格を抑えられるので、安く入るということで、お互いにメリットがあるかと考えております。

そして、次に子育て支援についてなんですが、子育て世代は総じて収入が少なく、子育てに苦勞していると思っております。そのようなご家庭を支援することで、安心して仁淀川町に住み続けていただきたいと思っております。子育てに優しいまちづくりにより、1人でも多く子供に住んでいただき、このような思いから給食費の実質無償化や入学応援手当、そして通学応援手当、就学支援金などを充実しました。

子育てに優しいまちづくりは、移住相談でも非常に大きな武器になります。今後、東京とか大阪などで開かれる移住フェアとか移住相談会、そういったところで積極的にアピールをしていきたいと考えております。

自分も3人の子育ての経験があります。学資ローンであるとか、親の支援であるとか、奨学金とか、教育費の工面に本当に苦勞した思いがあります。また、高校に進学するときを契機に出ていった、転出した、そういった方もたくさん見てまいりました。仁淀川町に定住していれば教育的な支援が受けられる施策を打ち出すことによって、1人でも多く町内に定住をしていただきたいと、そういう思いで予算化をしております。

財政も厳しい中、何でもかんでもというわけにはいきませんが、できる限りの支援はしていきたいという考えは持っております。それと、仁淀川町には高校もない、それから地理的条件でも悪い、佐川に出ていくにもバスで、往復で約2,000円ぐらいかかるというようなことで、本当に教育費にはお金がかかっていると思います。そういうところで、少しでも支援をしてあげたいという気持ちで予算化をしております。

以上です。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 若藤議員のコミュニティバスについてお答えいたします。

まず、利用しようとした方に対しまして不信感を抱かせてしまいましたこととおわび申し上げたいと思います。コミュニティバスを運行している仁淀川観光に確認をいたしまして、若藤議員の言われるような事実があったということを確認しております。

また、利用者の方が川口に行きたいと申し出たので、仁淀川観光の運転手は、このバスは川口のほうに行かんで、乗ったらいかんよというようなやり取りがあったということです。そのやり取りの間に町民バスが通過していったということで、最終的にはコミュニティバスに乗車したという話を聞いております。追い越していきました町民バスにつきましては、バス停でしか停車いたしませんので、笑美寿茶屋周辺にはバス停がございませんので、そのまま通行したということになっております。

今後は利用者が利用しやすいような環境を整備するというところで、公共交通会議のほうで協議して、その結果を踏まえて運輸支局のほうに変更申請を行うような対応をしていまして、利用者が利用しやすいような環境を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 若藤敏久君。

○8番 コミュニティバスの件はひとつよろしく願いいたします。

それと、大体町長の答弁も分かりました。そのようなことで進めていただきたいと思います。

水耕栽培については、排水だけは早急な対策が必要だと思いますので、今から検討しておったのではいかんと思います。

それと、これは私には関係ないんですけど、先ほど岡田議員が質問があったこと、これは執行部のフォローになるんですけど、1つ言うときます。

平成23年、株式会社ソニアが本当に潰れかかって、にっちもさっちもいかなかったときに、もう佐川町も越知町も手を引くということで、仁淀川町を頼るしかない。当時、私は議長をしておりましたので、これにうんと積極的に関わったので覚えておりますが、当時、ソニアに対して、仁淀川町だけでも年間最低で5,000万の補助金というか、出資金が、持ち出し金が必要だったんです。これを何とかできないかということで林産組合に引き取ってもらって、8,000万の補助金と7,000万の貸付金か、そのような感じで解決したようなことを覚えております。

今現在、その貸付金の中でまだ五千数百万円残つるというようなことでございましたけど、あのまま仁淀川町がソニアをそのまま、林産組合が乗り出してくれなかったら、もうあれから11年たっておりますから、5,000万でも5億5,000万ぐらい仁淀川町はお金が要つとると。そのことを産業建設課で知つとるんじゃないけど、何で岡田議員のときに答弁をせんのかなと、私はいじいじして見りましたが、そこら辺も言えば、岡田議員もあれほどの質問はないんじゃないかなと思うて聞きよりました。

ほんで、ただ、そういったことで、当時うんと私はそれに関係しておりましたもんで、林産組合そのものがうんと助かっているんだということも私は、これは質問じゃありませんけど、ちょっとフォローみたいな形で申し上げておきたいと思います。岡田君、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長 答弁は要りませんか。

○8番 答弁要らん。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

そしたら休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号の質疑はありませんか。野村安夫君。

○4番 若藤議員と竹本議員と同じようなことを言うようで、最初はすみませんが、町長、副町長、執行部の皆さん、何とぞフードプランの汚染水は早急に対応をお願いします。住民の声が届いておりますので、よろしくお願いいたします。

そして社会福祉協議会、保育士の件でございますが、保育士さんから、8時、9時頃まで残業しても給料が安いという声が上がっていますが、上がる予定はないですか。

そしてベッド、ソファのスプリングの件ですが、議長さんもいつか言われたように思いますが、これもお年寄りに融通を利かせてもらいたいと思います。

以上の件、よろしくお願いいたします。

○議長 執行部の答弁。古味町長。

○町長 フードプランの排水の件でございますが、やはり仁淀川町といえば、清流仁淀ブルーということが有名になっております。その水質保全のためにも、新たな浄化槽とか、ほかの膜になるかもわかりませんが、そういったものを今後早急に設置していきたいと考えております。

それと保育士につきましては、処遇改善で給料のアップをしております。また、国の指示といいますか、補助金等もありまして、取りあえず9月までは保育士の加算措置がございます。

それと、ベッドとソファのスプリングなんですが、これについては、それまでは広域のほうでは外して出してくださいということでございましたが、4月からは外さなくても粗大ごみで持っていくよというような対応になっております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 2回目です。先ほど一番最初に答弁いただいたんですが、7ページの林業費が増えているという件については、同僚議員がかなり厳しい意見を出されたので、私も同感であります。補助金の無駄遣いのないようよろしくお願いいたします。

それから、53ページの観光発信事業ですけども、これはガイドブックを新しくしたり、観光事業の発展に向けての発信事業をするという答弁ですが、発信事業はせないかんと思いますが、観光地へ遊びに来てください、ここはこんなにすばらしいところですよ、

この地域の情報発信をしてお客さんに来てもらっても、受入れ体制がないことには何ともならない。昨年の夏は池川の439交流館から宮崎の河原、そして安居溪谷、ゆの森も恐らくそうだったと思うんですけど、オーバーツーリズム、観光公害、あちこちに車を止められまわって、地元の住民は非常に迷惑をしている。だから、観光の発信事業も大切だけれども、その受入れ体制をどのようにつくっていくか。これは古味町長の選挙公約の中にもあったように思います。そこのところを説明をしてほしいと思います。まず、大量に来る県外車の駐車場が問題だろうというふうに思います。そこの辺についてのお考えを聞かせてください。

それから、空き家改修ですけども、せっかくの改修です。ぜひ改修をしてもらわないかんですけど、入ってもらう人に喜んでもらえるような改修にぜひしてほしいということをお願いをしたいと思います。

それと、フードプランの排水ですけども、いろんな数人の方が厳しいことをおっしゃられて、私も同感で、早急に対応せないかんというのは同じなんですけど、このフードプランの排水事業、実を言うと新しく工場を建てました、数年前に。それ以前からも私は指摘をし、地域住民からも指摘があり、何とかならんかという意見は、苦情は出しておりました。ところが、新しい工場を建てると、ここに大きな浄化槽を造るから、それでその浄化槽ができれば心配ないから、それまで待ってくださいという答弁でした。いざできました。一つも変わっておりません。かえって悪いぐらいです。ほんで、そこら辺も含めて、このままほうっておくわけにいかん。

それと今、高知県では、それこそSDGsの目標について、いろんな団体、国も含め、地方公共団体、企業、個人に至るまで、この目標をクリアしないと社会活動ができないよというような時代になってきていると思います。その中で、こうちSDGs推進企業登録制度というのがあります。これは町内で2業者が登録しています。これはSDGsに定められた目標に対して、私の会社はこのことに取り組みますと、それから、何年度先にこれだけの成果を上げますということを宣言をして、そして、毎年毎年そのチェック項目を、できたか、できんかということをやっていく事業ですけど、これが今、町内で2社あります。残念ながらフードプランは入ってない。当然、今の状態では入れません。この登録制度にフードプラン、そして今度新しく始められる西村農園さんも、登録を目指して努力をするということも、ぜひやるべきだというふうに思います。それこそお金は要るんですけども、支援をしてでも二重、三重の浄化装置、ろ過をして、水質を守っていただきたいと

いうふうに思います。

そして、指定管理料の件ですが、実はこれ、今年度ではないんですが、昨年度、ある団体の指定管理料が、年度末に決算をして、承認の判をもらおうかという段階で、70万円減額を求められたと。年度がほとんど済んでからなんですよ。そうすると70万、いうたら1割以上になるわけです、その団体にしてみれば。こんなことをされたのでは、安心して計画も組めない。その処理はどうしたと言ったら、70万減らされたから、そこから先は言いません、分かるろうということで、かなり苦勞をしたようです。

こんなことがあったら、そりゃあ指定管理者もたまったもんじゃないというふうに思います。「おまんら、何ど悪いことしたんじゃないかえ」ということを聞くと、「いや、町と毎月相談をしもってやっけて、今までよしということをやっけてきて、これです」ということを言われましたので、これからそのようなことのないようにやっていただきたいといます。

以上です。

○議長 執行部の答弁。古味町長。

○町長 竹本議員のご質問にお答えします。

まず、誘客しても受入れ体制が整っていないのではないかということですが、駐車場整備とか、それから、将来的には安居溪谷のほうに行くピストンバスであるとか、そういったことも視野に入れて考えていかなければならないと思います。

それで、これから計画、申請、そういったことで補助決定等が頂ければ、国の補助事業等を頂きながら実施していきたいとは考えておりますが、これは計画とか、それから話合いの場であるとか、そういったことで3年、4年ぐらいかかるような事業のようです。そこら辺で補助決定等が頂ければ実施していきたいと考えております。

それと、フードプランの排水ですが、これは野菜の残渣を圧縮して、それで肥料として使うようなことを始めたということで、余計濁ってきたと。それまではそういう処理をしてなかったんで、そのまま残渣はごみとして持っていきよった。そのときにはそういった汚れはあまり出てませんでした。その後には新築をして、その後には残渣を圧縮というのか、圧縮して、それで汁を抜いて、その残ったものを肥料に出すという工程に入った、そこから水が濁っております。

それで今、農福連携の関係で、大きな浄化槽か、もしくはろ過施設を設置するようになっていますが、今、試験的にいろんなメーカーの機械で試しているようです。それで一番

浄化できるような機械を探して、早急に設置をしていきたいと思いをします。

それと、西村農園さんから出る水というのは、それほど汚れた水は出ない循環型と聞いておりますので、汚れた水は出そうにありません。そして、西村農園さんにもSDGsの登録、これを目指して頑張っていたらきたいということで、また話もしておきたいと思いをします。

私からは以上です。

○議長 古味企画課長。

○古味企画課長 竹本議員の再質問にお答えします。

この件は、指定管理者の家賃収入の中で、新たに町の物件を指定管理者に、委託物件、改修が終わった物件を委託して家賃収入の設定をする中で、維持管理に係る事務のお金は指定管理者への収入となるということで設定させていただきました。それまでに委託しております別の物件、既にその指定管理者が管理しています物件にも、事務費として収入等入る部分が入っていましたので、その辺を調整させていただいたんですが、時期的に苦労されたということで、今後はそのようなことがないように十分に調整、話し合いをしながら、そういうことについては進めていきたいと思いをしますので、ご理解よろしくお願いをします。

○議長 ほかに質疑ありませんか。藤原大君。

○3番 総務費の52ページの2款1項1目12節業務委託料とあると思うんですが、前年度と見比べると倍以上に変わっていて、どういうことをやっているのかなと思って質問します。

○議長 執行部の答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 藤原議員のご質問にお答えいたします。

増えている要因といたしましては、前回の議会でも、12月定例会でしたか、個人情報保護制度見直しに伴う例規関連の整備事業を新たに約500万予算化しております。また、来年4月から公務員の定年延長が行われますので、その関係の例規、給与条例、勤務条例等の整備、多岐にわたりますので、その支援業務として220万円等が増の要因でございます。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。藤堂賢太郎君。

○2番 4年度の予算の中で、私はタクシーチケットについてちょっとお伺いします。

対前年度から比べると利用率が下がったということで減額予算になっておりますが、私

が各地を回っていく中では、やはりタクシーのチケットをもうちょっと増やしてほしいという要望も各地で聞きました。やはり高齢化率がどんどん上がっていきまして、山間部に入りますと、タクシーじゃないとどうしても病院にも役所にも行けないというふうな声をお持ちの方も多うございます。近所に乗り降りできる車を持っている人がおれば利用させてもらうけども、それもないような方にとっては、やはり何回も使わなくても、1冊のタクシーチケットが終わってしまうという声をあちこちで聞きました。だから、タクシーチケットを増やしてほしいんだという声も正直たくさん受けました。

やはり今の高齢者の方々、若いうちにかなり無理をなさって働いてこられた方が多うございまして、手足や腰やその他にいろんな障害をお持ちの方も多いです。だから、せめてまちなに出かけるのに、バスもありますけども、バスの利用ができないときはタクシーをとという方の声が非常に強かったのを記憶しております。

だから、減額じゃなくて、ぜひタクシーチケットの枚数を増やしていただけるような措置が講じられないのかなというのが1つと、そして、その中でやはり非常に多かった意見の中には、年を取って目の不自由さというのを訴える方もいらっしゃるし、耳の聞こえ、難聴ですね、こういう方も非常に多うございます。

難聴になりますと、やはり認知症や痴呆症につながってまいりますので、今回の措置の中には、私も質問戦でも存じておりませんが、やはりお年寄りに対する施策、昨日の質問戦の中では、若い人に対する非常に優れた施策はたくさんあるということで、非常に私もうれしく思っていることなんですけども、やはりお年寄りに対する施策は非常に少ないような気がします。だから、1人でそういう、いろんな意味合いで、これからの残された期日を安心して過ごしていくためにも、やはりそういうところにも目を向けて、お年寄りに対する施策もちょっとお考えいただければというふうに思っています。

難聴についてはまた、次の質問戦の中でも頑張っていきたいというふうには考えておりますけども、そんなことを、取りあえずタクシーのチケットを増やせないものかということを考えて質問させてもらいました。

以上です。

○議長 執行部の答弁。谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 藤堂議員のご質問にお答えします。

まずタクシー券につきましては、福祉タクシー券は2年度24枚のところを、3年度から40枚に増やしております。

続きまして、難聴者のことに関しましてですけど、障害者の補装具では補聴器の補助交付をしておりますが、どうしても高齢化に伴う耳が聞こえないといった声も聞かれます。確かに難聴、補聴器が必要という方もおられると思います。そういう方に対しては、一度耳鼻科へ行って診断を受けてください、その診断書を先生に書いていただければ、補装具として給付できますという助言はしております。ただ、高齢化に伴う難聴者への助成については、また今後考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第20号の質疑を終結します。

議案第21号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第21号の質疑を終結します。

議案第22号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第22号の質疑を終結します。

議案第23号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第23号の質疑を終結します。

議案第24号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第24号の質疑を終結します。

議案第25号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。若藤敏久君。

○8番 簡易水道事業についてでございますが、昨年、一昨年ぐらいからですか、仁淀川町内の簡易水道を見直すということでいろいろ計画案が出ておりましたが、今年度はその予算がどこまで反映されているのかということ、それをまず1点お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 執行部の答弁。井上町民課長。

○井上町民課長 若藤議員の質問にお答えいたします。

昨年度より管路の耐震化推進、長寿命化ということで、国の事業に乗りまして、昨年度、1年目は坂本から手をつけております。令和4年度については、坂本の継続と、あと2か

所ほどを計画しております。坂本排水区と寺村排水区、それと名野川排水区の管路の改修を計画しております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。若藤敏久君。

○8番 これは簡易水道だから、人口の大きい、いうたら広い、今現在設備されているところを改修するということだと思っておりますが、それでは、今年のように渇水だったら、人家が点在しておる、3戸とか5戸とか、七、八軒とか、こういったところの水不足がうんと顕著に出てきております。こういったところの簡易水道が整備されてない地区にも、これは飲料水供給施設ということになるんですか、こういったことを、申請があれば早急に対応していただきたいなど、そのように思うんですけど、そこら辺は、もし請求ということがあれば、対応ができますか。お伺いします。

○議長 執行部の答弁。井上町民課長。

○井上町民課長 若藤議員の再質問にお答えいたします。

簡易水道に至っていないほかの小さい集落、まずまず集まったところは飲料水供給施設、県の補助事業に乗かって、これは3年計画で、なかなかすぐ来年というわけにはいきません。計画に乗せることができれば対応できます。まあまあの金額補助になると思います。

それ以下の小さい、ごく少数の地区、地区というか団体、グループ単位については、家庭用給水施設という町の補助事業で対応しております。それはご相談いただければ、暫時現場のほうを確認して、補助に対応できるものであればご相談に乗って、前向きには取り組んでおります。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第25号の質疑を終結します。

議案第26号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第26号の質疑を終結します。

議案第27号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第27号の質疑を終結します。

議案第28号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第28号の質疑を終結します。

議案第29号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第29号の質疑を終結します。

議案第30号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第30号の質疑を終結します。

議案第31号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 公募型プロポーザルでこの業者を決めたようですが、1者のみの応募だったということですか。あそこで随意でやっておられるので、それだけを聞きたいと思います。

○議長 執行部の答弁。保健福祉課長、谷脇君。

○谷脇保健福祉課長 竹本議員の質問にお答えします。

竹本議員のお見込みのとおり、プロポーザルにて公募したところ、1者のみの応募でした。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第31号の質疑を終結します。

暫時休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時43分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、これより討論・採決を行います。

報告第4号、専決処分の報告について（令和3年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村大板線（その1）改良工事）は、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第5号、専決処分の報告について（令和3年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村大板線（その2）改良工事）は、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第4号、行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例は、原案どおり可決されました。

議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成。よって議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第6号、仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第7号、仁淀川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第8号、仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第9号、仁淀川町スクールバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第10号、仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第11号、仁淀川町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第12号、仁淀川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第13号、令和3年度仁淀川町一般会計補正予算(第9号)については、原案どおり可決されました。

議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第14号、令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第15号、令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算(第3号)については、原案どおり可決されました。

議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第16号、令和3年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案どおり可決されました。

議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第17号、令和3年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案どおり可決されました。

議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第18号、令和3年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第19号、令和3年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、原案どおり可決されました。

議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第20号、令和4年度仁淀川町一般会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第21号、令和4年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第22号、令和4年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第23号、令和4年度仁淀川町介護保険特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第24号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第24号、令和4年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第25号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第25号、令和4年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第26号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第26号、令和4年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第27号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第27号、令和4年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第28号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第28号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更については、原案どおり可決されました。

議案第29号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第29号、高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分については、原案どおり可決されました。

議案第30号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第30号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分については、原案どおり可決されました。

議案第31号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第31号、財産の取得については、原案どおり可決されました。

それでは、日程第3、発議第6号、「国道439号改良促進特別委員会」を「国道439号及び494号改良促進特別委員会」に改める決議についてを議題といたします。

発議第6号については、発議者より提案理由の説明を行い、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。それでは、本案について、野村安夫君より提案理由の説明を求めます。野村安夫君。

○4番 4番、野村です。よろしく願いいたします。

「国道439号改良促進特別委員会」を「国道439号及び494号改良促進特別委員会」に改める決議。

理由書。国道439号においては、当議会での改良促進特別委員会を発足し10年ほどとなり、平成26年度には太郎田までのバイパスの開通等、まだ不足ではあるが、一定整備が進んできた印象を受けます。

494号はというと、当町では池川の町なかから用居に向かい、愛媛県久万高原町を結ぶ439号とともに、当町では往来も多く、重要な路線である。しかしながら、494号の改良状況はというと、いまだに行き違いに苦勞する箇所も多数あり、その立地からも劣悪で、崩落の危険性も大きく、昨年6月に崩落し、通行止めが続いていた県境付近の瓜生野付近

では、先日ようやく復旧工事が開始する運びとなった。ぜひともこの特別委員会に国道494号を追加し、439号とともに、町議会議員の立場から、今後も現地の視察を踏まえ、改良を国、県に強く促進する活動を行っていきたいと思う。

発議者、野村安夫。

よろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。

それではお諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって発議第6号については原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第7号、消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書の採択についてを議題とします。

発議第7号については、説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって発議第7号は説明等を省略し、直ちに採決に入ることと決定しました。

お諮りします。本案を原案のとおり決定、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって発議第7号については原案のとおり可決されました。

可決されました意見書は関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、日程第5、発議第8号、ロシアのウクライナ侵略に抗議し、軍事攻撃の即時中止を強く求める決議についてを議題とします。

発議第8号については、発議者より提案理由の説明を行い、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。それでは、本案について、藤堂賢太郎君より提案理由の説

明を求めます。藤堂賢太郎君。

○2番 2番、藤堂が提案いたします。

ロシアのウクライナ侵略に抗議し、軍事攻撃の即時中止を求める決議。

ロシア軍は2月24日、隣国ウクライナへの侵略を開始した。軍事攻撃はウクライナ全土に及び、民間人や子供を含め、多くの人命が奪われている。ロシアの行動は、主権尊重、領土の保全、武力行使の禁止を義務づけた国連憲章に明らかに違反する。

いかなる理由があっても、力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

とりわけ重要なのは、プーチン大統領がロシアへの攻撃に対して核兵器で対応する姿勢を示したことである。核兵器の使用も辞さないという最悪の威嚇であり、断じて許されない。

仁淀川町議会はロシア軍による侵略を最も強い言葉で抗議する。そして、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、対話と交渉による平和的解決を図るよう強く訴える。

以上、決議する。仁淀川町議会。

提案者、藤堂賢太郎。

○議長 ありがとうございます。

それではお諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって発議第8号については原案のとおり可決されました。

日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については議長に委任することに決定しました。

日程第7、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

ここで、先ほど一般予算のときに岡田議員の質疑の中で発言がありました「垂れ流し」発言を、議長権限で訂正することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。ありがとうございました。

ここで休憩とします。

午後 0時09分 休憩

午後 0時15分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年第2回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。

午後 0時15分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員